

愛媛県障がい者更生センター浴室温度制御機器等修繕仕様書

1 業務名

愛媛県障がい者更生センター浴室温度制御機器等修繕

2 修繕場所

愛媛県松山市道後町二丁目 12 番 11 号

愛媛県障がい者更生センター（詳細は、別添図面参照）

3 施行期限 令和 6 年 3 月 22 日

ただし、現場施工の期間は令和 6 年 1 月 29 日から令和 6 年 2 月 20 日までとし、令和 6 年 2 月 23 日までに完了検査及び引き渡しを行い、令和 6 年 2 月 26 日から浴室の利用が再開できるものとする。

4 修繕内容

本修繕は、愛媛県障がい者更生センターのピット内配管修繕、排水ポンプ取替及び浴室温度制御機器更新の工事及び既設設備の撤去・処分を行うものである。（取り替え機器の内訳などは、別添設計書、図面を参照すること。）

(1) ピット内配管修繕その他工事

給水配管及び支持金物取替、既設給水配管及び支持金物撤去、ピット内配管保温工事、配管保温撤去など。

(2) 排水ポンプ取替工事

排水ポンプの撤去・取替作業など。

(3) 浴室温度制御機器更新その他工事

1 温度制御機器更新工事

自動制御機器（配管用温度センサ、デジタル指示調節計、電動弁操作器、三方ボール弁、絶縁トランス、補助リレー）、盤関係（浴槽温度制御盤、動力盤）、計装改修工事など。

※自動制御盤 1 面新設とする。デジタル指示調節計でのコントロール方式へ変更する。三方弁 4 台については、流れ向きが変更となる。

2 事務室温度表示工事

自動制御機器（デジタル指示調節計）、盤関係（動力盤、集中監視盤）、計装改修工事など。

※大、中浴場の温度を事務室集中管理盤に表示する。集中監視盤から動力盤間の配線は既設使用する。

3 配管改修工事

自動制御機器（配管用温度センサ、三方ボール弁、電動三方弁）、給湯管（継手類、支持金物、接合材、弁類を含む）の加工、取付、保温工事など。配管、配管保温撤去など。

5 材料の基本要件及び仕様

- (1) 本修繕に必要な材料等は、再使用する材料以外は全て国内メーカーで未使用品（新品）とし、規格・品質等が無いものは、日本産業規格あるいは同基準に準ずる優秀なものを使用し、十分な強度、耐久性、耐候性、耐腐食性及び耐震性の性能を有するメーカー規定に合致したものであること。
- (2) 日本国内の主要な地域にメーカーのサービス拠点を有し、新設機器の障害、修理等に対して迅速に対応できるメーカー製品であること。

(3) 新設機器の仕様

※「同等品」とは性能的に同程度であること及び既設機器の現設置場所に設置できること。

①配管用温度センサ

アズビル株式会社製 TED TY7830B 1015 同等品

②デジタル指示調節計

アズビル株式会社製 TIC R36 TR1UA1100 同等品

③アクティブ電動操作器

アズビル株式会社製 MV1 MY5310A 2001 同等品

④アクティブ三方ボール弁

アズビル株式会社製 MV1 VY5303A 0041 同等品

⑤アクティブ電動三方弁

アズビル株式会社製 MV2 VY5410F 0051 同等品

⑥トランス

アズビル株式会社製 Tr AT72-J1 同等品

(4) 配管材料等

配管、保温については、国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）による。

6 適用仕様書

本修繕の仕様は、仕様書及び図面によるほかは国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）、メーカー規定及び関係諸規則による。

7 提出書類

本修繕について、受注者は下記の関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表等（契約締結後速やかに）
- (2) 着手・完了届（着手・完了後速やかに）
- (3) 施工計画書（図面等、契約締結後速やかに）
- (4) 作業写真（竣工後速やかに）
- (5) 完成図面（竣工後速やかに）
- (6) 納入機器完成図、カタログ、メーカー仕様書、機器取扱説明書、試験成績報告書など(竣工後速やかに)
- (7) 保証書
- (8) 処理業者が作成したマニフェスト票（D票またはE票）の写し、フロン類回収、破壊処理等の証明書、処分した廃棄物の種類・廃棄量がわかるものを提出すること。
- (9) その他指示された書類

8 検査

修繕完了後、現場代理人等立会のうえ、担当課職員が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

但し、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 本修繕は、障がい者施設内の施工のため、施設利用者及び施設運営に支障が無いよう施工すること。
- (2) 修繕について、事前に県担当者及び施設管理者、担当者と連絡をとり、利用状況や安全管理、振動騒音等を配慮の上施工すること。
また、事前に施工計画書を提出し、承諾の上、施工するものとする。
- (3) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (4) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (5) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (6) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (7) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅

滞なく作成及び届出を実施すること。

- (8) この仕様書は、仕様の概要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (9) 本修繕を施工にするに当たり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (10) 同敷地内で他の改修等を行っている場合は、双方の改修等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (11) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (12) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (13) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、担当課職員の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡の上、調整を行うこと。